

滋賀県協働提案制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 NPOや地域団体等(以下「NPO等」という。)と行政がともに主体的に地域を支え合う協働型の社会づくりをめざし、多様化する地域の課題やニーズに対応できる地域総合力の向上を図るため、NPO等からの現場視点による協働提案に基づき、双方の社会的資源や特性を組み合わせながら、ともに公共政策を作り上げていく協働提案制度の設計を行うことを目的として、「滋賀県協働提案制度検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、協働提案制度の創設に関し、必要な事項を協議し、意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する者、その他必要と認められる者のうちから、8名以内の委員で構成する。

2 委員のうち、2名以内は公募により選任する。

3 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(会長および副会長)

第4条 委員会に会長1名および副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

(会長の職務および職務代理)

第5条 会長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、滋賀県県民文化生活部県民活動課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年5月14日から施行する。